

熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

平成26年9月3日
教育学部附属中学校長裁定

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、子どもたちを取りまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本学においては、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、「徳・知・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通した心の教育を推進してきたところである。

熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

II いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・県・市・大学・学部・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければ

ならない。

2 いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめに対する理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

III 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、本校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

IV いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての生徒をい

じめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校は学部と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒及びその保護者並びに教職員がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や学部への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

4 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題

についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する必要がある。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、本校や学部が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、本校や学部と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

V いじめ防止対策委員会の設置

1 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止対策委員会」とする。

2 機能

- (1) 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- 本校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、養護教諭などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。
- 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらに、そうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を、年間2回は実施する。
- 委員長は原則として、校長とする。

【構成員】

- 校内
 - ・ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、養

護教諭、関係職員

- 外部専門家等
 - ・ 大学の専門家
- その他委員長が状況に応じて必要と認める者

VI 本校における取組

本校の基本方針に基づき、「熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 いじめの防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

- ① 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ根絶強化月間」等で、全校生徒を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- ② 年間を通じて、適宜生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ① 生徒会を通じて生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- ② いじめ防止等に向け、教職員、生徒及びその保護者の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ④ さまざまな体験活動と読書活動の充実を図る。
- ⑤ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- ⑥ 部活動を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ① 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。
- ② 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- ③ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。
- ④ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。

(4) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

すべての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を実施し、その分析を行う。
- (3) 相談体制を整備するにあたっては、生徒及び保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。整備にあたっては、いじめられた生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。
- (4) いじめについて生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- (5) 生徒、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- (6) 教員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩み

を把握する。

- (7) 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- (8) 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
 - ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その生徒の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
 - ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) いじめの事実確認と報告
 - ① いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育学部長に報告する。
 - ② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
 - ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。
- (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - ① いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
 - ② いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ① いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
 - ② はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
 - ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ④ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ① パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
 - ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
 - ③ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。
 - ④ 携帯、スマートホンの使い方について、各家庭での約束事を決めてもらい年度の当初に本校への提出を求める。

4 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- (1) 「生活アンケート」を毎学期実施し、必要な生徒への教育相談を実施する。
また、1・2年生は12月に二者教育相談を実施するとともに、3年生は7月・12月に三者教育相談を実施する。
- (2) いじめに関する相談があった場合には、初期の段階でスクールカウンセラーに

よる教育相談を実施する。

5 生徒が主体となる取組

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- (1) 校内人権旬間の取組を通して、生徒会による「いじめ撲滅宣言」を実施する。
- (2) 生徒会を中心とした朝のあいさつ運動を附属小学校とともに推進し、ボランティア活動にも取り組み、いじめのない明るい学校づくりの気運を高める。
- (3) 集団意識を高め、主体的に活動する行事等を推進し、コミュニケーション力やリーダーシップ、集団への帰属意識を高める。

6 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。

- (1) 人権問題に関する校内研修を行う中で、職員の人権意識の高揚を図る。
- (2) 生徒理解の会議や具体的なケースに基づく職員会議を行う中で、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての共通理解を図る場とする。
- (3) 附属小中連絡会、四附属合同研修会を通して、附属学校園が一体となっていじめをなくす学校園づくりを推進する。

7 地域や家庭との連携

- (1) 本校の基本方針について、PTA役員会、総会等で周知を図る。
- (2) いじめに関する相談ができるようスクールカウンセラーの活用や外部相談機関の周知を生徒・保護者に対して行う。

8 関係機関との連携

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、スクールサポーターへ相談し、問題の解決を図る。

9 重大事態への対応

- (1) 事案が重大事態である場合は、学部に設置される調査委員会の調査に全面的に協力する。
- (2) 調査により明らかになった事実関係について、学部との連携を図り、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。

VII 取組の評価等

本校の組織評価項目に次の事項を設け、評価を行うこととする。

- (1) 短期的な評価：生徒アンケートや情報交換等に基づき、生徒の実態や対応体制等を確認・改善する。
- (2) 中期的な評価：教職員による学期評価や部長会等での情報交換に基づき、各学期の実態や変容をとらえ、対応や体制等を確認・改善する。
- (3) 長期的な評価：短・中期的な評価をもとに、次年度の方針や計画・具体策を検討・

改善する。